

平成29年度
福島県消費生活審議会
福島県消費者教育推進地域協議会 議事録

平成29年8月1日（火）開催

福島県消費生活課

- 1 日 時 平成29年8月1日(火)
午後 1時30分 開会
午後 3時25分 閉会
- 2 場 所 消費生活センター研修室
- 3 出席委員 委員17名

消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会委員名簿

	氏 名	職業・役職等	備 考
学識経験者	塩 谷 弘 康	福島大学教授	
	加 藤 亮	会津大学短期大学部講師	欠席
	菅 野 昌 史	いわき明星大学教授	
法曹関係者	石 井 美 子	司法書士	
	佐 藤 孝 明	弁護士	欠席
	鈴 木 靖 裕	弁護士	
消費者団体 NPO	佐 藤 一 夫	福島県生活協同組合連合会専務理事	
	細 谷 寿 江	福島県消費者団体連絡協議会長	
	和 田 秀 子	財団法人福島県婦人団体連合会評議員	
消費者代表	藤 野 美代子	(公募委員)	
	松 枝 智 之	(公募委員)	
事業者団体	今 泉 秀 記	福島県商工会連合会専務理事	
	大河原 玲 子	株式会社ヨークベニマルQC室マネージャー	
	高 林 きくみ	J A福島女性部協議会長	
	根 本 誠三郎	福島県生活衛生同業組合連絡協議会	
	山 岸 智 子	福島商工会議所女性会	
福祉関係者	関 靖 男	福島県社会福祉協議会地域福祉課長	
	山 崎 久 夫	福島県民生児委員協議会副会長	欠席
学校・教職員	加 藤 芳 宏	福島市立吾妻中学校長	
	佐 藤 誠 一	福島県立川俣高等学校長	

4 事務局

生活環境部政策監	金子隆司
消費生活課長	菅原加代子
主幹兼副課長	樋口敦
副課長兼主任主査	川上幸洋
主任主査	紺野充
主任主査	新妻俊光
主査	佐藤淳子
主事	二階堂遥

5 議題

- (1) 本県の消費者行政の概要について
- (2) 平成28年度消費者教育関係事業実績について
- (3) 平成29年度消費者教育関係事業計画について
- (4) 消費者教育推進計画の中間評価に向けた取組について
- (5) その他

6 概要

(開会 午後1時30分)

消費生活課主幹兼副課長

定刻となりましたので、只今より、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会を開会します。

まず、今年度より福島県消費者教育推進地域協議会委員を務めていただきます皆様を紹介いたします。(委員紹介)

本日の会議は、出席17名で、委員の過半数が出席しておりますので定足数に達しております。

それでは、生活環境部政策監からあいさつを申し上げます。

生活環境部政策監

平成29年度福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から県の消費者行政の推進に、御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、最近の消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行や、グローバル化、高度情報化の進展等により大きく変化してきており、これに伴い、消費生活センターへの相談も60歳以上の高齢者の割合が増加する一方、インターネット関連のトラブルが多くみられるなど、

多様化してきております。

このような中、県では、消費者である県民の皆様が、安全に安心して、豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、平成26年12月に策定した福島県消費者教育推進計画に基づき消費者教育を体系的・効果的に推進していくこととしております。出前講座などの各種事業を実施することにより、生涯を通じて様々な場で消費者教育を受ける機会を提供し、自ら考え自ら行動する自立した消費者の育成に努めてきているところであります。

本日は消費者行政の取組状況や、福島県消費者教育推進計画の中間評価に向けた取組について御説明申し上げますので、委員の皆様には、県民の消費生活の安定及び向上のため、率直な御意見、御助言等を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶いたします。

消費生活課主幹兼副課長

それでは、議事の進行につきましては、塩谷会長に議長をお願いします。

塩谷議長

昨年に引き続き、議長を務めますので、円滑な議事運営に協力願います。

はじめに、議事録署名人の指名を行います。議長からの指名で異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

塩谷議長

異議ありませんので、菅野昌史委員と高林きくみ委員を指名いたします。

それでは、議題(1)の「本県の消費者行政の概要について」を事務局より説明させます。

消費生活課長

(資料1により説明)

塩谷議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑等ありませんか。

菅野委員

16ページの相談体制について、第4日曜日の相談件数の推移を教えてください。

また、23ページの相談件数の割合について、相双と南会津の地域が増加しています。29ページをみると相馬市と南相馬市が特に件数が増えています。具体的にはどのような相談で増えたものか教えてください。

消費生活課副課長兼主任主査

第4日曜日の相談は昨年の6月から開始しており、平成28年度の実績は10回、相談件数は54件で、1回あたり平均にすると5~6件です。昨年度の相談件数は5,630件、相談受付日数が244日でしたので、平日は平均して23件程度となっており、平日に比べて件数は少なめです。日曜相談は一刻を争う相

談を想定していましたが、今のところ緊急性の高いものは少ない状況です。

相双地区の相談件数が増えた理由は、昨年5月頃、自称共催を名乗る団体が多額の出資金を集め、その後会社がなくなったという件での相談が相双地区を中心に多かったためとみております。

関委員

8ページの消費者啓発劇では、小学校向けに委託で専門家を頼んでいるようですが、自分たちは高齢者向けの劇を職員で行っています。プリントを読むだけというよりも好評で、申込みも増えました。南相馬市では公民館関係のお年寄りが自分たちでシナリオをアレンジし、劇を作りあげて楽しんでいます。

子どもたち向けの劇については、委託しなくても、元気な高齢者が簡単な劇くらいできるのではないかと思います。当事者が当事者として消費者教育に取り組んでいけると思います。

消費生活課長

そうした、地域で御活躍の方々の実情が把握できておりませんでした。本課といたしましても、情報を御提供いただければ、地域の方々の御協力をいただきながら、啓発活動に取り組んでいきたいと思っております。関係機関の皆様から、こうした情報をいただくとともに、私どもも、新たな事案の提供などをさせていただきながら、お互い情報交換を密にして消費者被害防止に取り組みたいと思っておりますので御協力をお願いいたします。

塩谷議長

次に、議題（2）平成28年度消費者教育関係事業実績について及び議題（3）平成29年度消費者教育関係事業計画について事務局から説明させます。

消費生活課長

（資料2により説明）

①あらかじめ委員の皆様方より意見を頂戴しておりました。佐藤一夫委員からの御意見です。

「成年年齢が引下げられた場合には、高校生であっても契約責任を負うことが考えられるが、若年層の消費者教育に対して、現状考えている事あるいは消費者教育推進計画の補強の必要性についてお聞きしたい。」とのお質しでございました。

成年年齢の引下げに伴い18歳や19歳の若年消費者は、民法上の「未成年者契約の取消権」が適用外となり、トラブルに巻き込まれる危険性が高まってきます。

私どもといたしましては、これらに対しては、消費者契約法や特定商取引法で若年層を保護する体制の整備が必要になるとともに、判断力など、一定の消費者力を身に付けていただくための消費者教育の実施が必要であると認識しております。若年者の保護、消費者教育の充実、処分等法執行の強化、事業者による自主規制的な取組の4つの対応策が必要だと考えております。

内閣府の消費者委員会ワーキンググループでも、「消費者被害の防止、救済のための対応策」について検討を行い、「十分な消費者教育がされるまでの準備期間の確保」と「制度整備などの措置が実施されるまでの期間の確保」の対応策を盛り込んだ回答書を消費者庁長官あてに提出しているところです。

私どもでも昨年度から、「学校での消費者教育を支援するため、家庭科教員の研究会等に専門家を派遣する、学校教員向け出前講座」を新規事業として立ち上げました。29年度は特に力を入れて実施しており、発達段階に合わせた消費者力の支援に努め、若年層の消費者力の向上に努めていきたいと思っております。また、消費者教育に関する専門知識とスキルを身に付けたコーディネーターの設置を目指しているところです。

消費者教育推進計画につきましても、「成年年齢引下げ」、「国の基本計画の中間見直し状況」、「学校教育部門の取組状況」など背景となる情報を幅広くふまえ、中間見直しの検討を進めていきたいと思っております。

塩谷議長

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑等ありませんか。全体を通じて又は個別の事業について、追加で質問があればよろしくお願ひします。

関委員

民生児童委員協議会代表の山崎委員が欠席なので代弁いたします。

資料2の53の事業に関連するのですが、民生児童委員は3年に1回改選があり昨年度一斉改選がありました。現在、成り手不足が深刻になっており、民生委員が委嘱されていない空白の地域もあります。いろいろな配付物など、民生委員の仕事と関係無いようなものを頼まれ、民生委員になった時の説明と現実が違い、仕事が大変すぎる状況です。高齢者等に直接渡すことが効果的である配付物を厳選したり、別の配付方法を検討するなどしていただきたい。たくさん頼まれると民生委員も途中で辞めてしまいます。過度な要求は避けるようお願いいたします。

塩谷議長

社会福祉課の方で何か現状把握などありますか。

消費生活課長

社会福祉課は急遽欠席です。

現状についてのお話を真摯に受け止め、関係課につなぎます。民生委員確保も含め、願ひする内容の厳選や配付方法など、検討していきたいと思ひます。

塩谷議長

次に、議題（4）消費者教育推進計画の中間評価の方針について事務局から説明させます。

消費生活課長

（資料3により説明）

塩谷議長

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑等ありませんか。

塩谷議長

中間評価の段階で目標値自体を見直すことがあるのか、目標値は目標値として評価をしていくのか、評価の方式をお聞きしたい。

消費生活課長

今回の中間評価に関しましては、目標値を基準・基軸として取り組んでいきたいと考えております。

塩谷議長

スケジュール、推進計画、中間評価、中間評価の際に基軸になる目標値について説明をいただきましたが何かご質問はありますか。

塩谷議長

出前講座の実施回数と目標値に乖離がありますがどのようにお考えですか。

また、市町村の相談体制について、目標値の35市町村以上というのは、広域連携している市町村数は含まれるのでしょうか。

消費生活課長

26年度はオファーが多く、27年度は大きな広報活動を押しえ様子をみたという状況です。また、27年度は消費者教育推進計画が施行された初年度であり、DVD作製事業など多くの事業を実施し、出前講座の対応が若干手薄になってしまいました。今年度は広報活動を実施し、学校教員向け出前講座も含めて積極的に活動しているところです。70回は決して達成出来ない回数ではないと考えております。目標を達成できるよう精一杯取り組んでいきたいと思っております。

次に、市町村の相談体制についてですが、例えば白河市が広域連携体制を取っておりますが、広域連携で網羅される市町村についてはカウントいたします。

塩谷議長

平成28年度の17という数字には広域連携の市町村が含まれているということですか。

消費生活課長

そのとおりです。

松枝委員

目標値の表現についてですが、上昇を目指すという表現が適していない箇所があるのではないのでしょうか。

また、消費者啓発劇だけ現状を維持するという目標値は、拡大する・増加するなどが適しているのではないのでしょうか。

消費生活課長

表現につきましては、拡大する・増加する等、適切な言葉に変更させていただきます。

消費者啓発劇につきましては、要望に応じて実施しており9回がマックスという状況です。今後、様々なツールや広報を考えて啓発劇を行えるよう検討していきたい

いと思います。また、全体の事業規模などから現状を維持すると整理したところですが、実施要望件数の状況等も踏まえ、今後検討したいと思います。

塩谷議長

消費者啓発劇について、予算や劇団主体の問題などいろいろあるかと思いますが、どのへんが1番難しい問題なのでしょう。

消費生活課長

現時点では予算の確保、劇団・学校との調整などが課題になっております。

加藤委員

教員向け出前講座について、学校等への案内はどのようにしているのでしょうか。

消費生活課長

中教研等の各教科の事務局になっている先生に広報するための時間をいただき説明を行うというのが第1段階です。その後、研修等に専門家を派遣し先生方に対し講座を行い、受講された先生には現場で実施していただき、口コミで他の先生方にも広めていただけるよう依頼しております。

また、県教育庁義務教育課にも協力をお願いし、現場で核となっておられる先生を紹介していただくなどしております。

加藤委員

社会科も消費者教育に関係しておりますので働きかけてください。他にも租税教育や警察・司法関係など、かなりたくさんの行政・団体から話があるので繰り返し働きかけるのがよいかと思いました。

佐藤（一）委員

県としての目標値であればこれでよいかもしれませんが、民間でも消費者講座を開いているところがあります。体系のとおりの内容なので、官民一体となって消費者教育の推進に取り組む必要があるのではないのでしょうか。情報を広く入手しトータルのどようなのかというところを計画に取込み、民間と協力することで、別な目標も出てくると思われれます。

例えば茨城大学では、二単位とれる講座があり、さらに県から委託を受けて副読本の作成もしています。地元の大学と連携ししっかり教育をしている状況です。副読本を作成しても、それが学生に渡っているか、渡ったものを学生が読んでいるか分からないというのではなく、契約や消費者被害等についてしっかり教える機会を作ることが大切だと思います。地域や民間の力を導入しながら啓発強化を進めることもできますので検討してみてはどうでしょうか。

鈴木委員

弁護士会では成年年齢の引下げに反対しております。未成年者の取消権が行使できなくなるため20歳以上になると消費者被害が増えます。成年年齢が引下げになれば18歳19歳の方への事業者の接触が増えると思われれます。

高齢者と若年層に消費者被害が多いため、高齢者や学校への出前講座をおこなっていると思いますが、効果はどのようにでているのでしょうか。単純に講座の数が

増えればいいというものではなく、効果がどの程度あるのかフィードバックしていき、どのように目標に結びついているのかも評価すべきではないでしょうか。

消費生活課長

佐藤委員からいただいた御意見のとおり、官民一体となり幅広く活動していけるというのは私どもも理想とするところです。現段階では、できるところから取り組んでいるというのが現状ですが、地域が一体となって消費者被害を防ぐという社会を作っていくことはとても大事だと思っており、これからのあり方について検討を重ねていきたいと思えます。

中間評価の指標については、お話いただいたとおり個別事業の目標値に見えてしまうかと思いますが、各事業実績の積重ねが全体の連携の中でどのような形で対応していけるかというのは重要な課題だと思っておりますので、しっかり意識しながら中間評価をおこなっていきたく思っております。

鈴木委員からは目標に向けた総合的な評価が必要ではないかとの御意見ですが、おっしゃるとおりです。冊子を作って配りその効果がどうかという検証は確かに必要だと思えます。総合的な評価の例として、金融広報委員会では金融リテラシー調査を実施しており、このように総合的な評価・判断を図るものはあると考えております。判断基準等を含めて、一事業の目標達成の評価にならないよう、また、本来の目標を見失わないよう実施していきたく思えます。

塩谷議長

消費者教育推進に関わるポータルサイトを立ち上げ、県内の各団体がどのような活動をしているのか情報を集め、それを発信していくことがいいのではないかと思います。その辺も含めて御検討いただければと思います。

消費生活課長

ありがとうございます。

菅野委員

消費生活に関する相談員がいる市町村数というのは、資格を持っている相談員のことでしょうか。県内では有資格者が少ないのではないかと思いますので、消費者力養成講座受講者から資格を持つ相談員につながればよいと思えます。

消費者力養成講座は福島・郡山・いわきと県内の大きな自治体でおこなっていますが、相談員の必要性がある箇所で開催講座をおこなうというのもいいと思えますので、御検討ください。

消費生活課副課長兼主任主査

相談員がいる市町村数については、資格の有無は問いません。

県内の有資格者は少ない状況です。相談員として相談を受けながら資格取得を目指していただくようサポートしている状況です。

消費生活課長

消費者力養成講座受講者を人材育成につなげればよいのではないかという御意見ですが、私どもも同じように考えております。

養成講座の冒頭では、参加者の皆様に、受講して得た知識は自分だけでなく、知人、友人、家族、御自身が属する団体等に広げていき、周囲の方が消費者被害に遭わないよう伝えてほしいとお願いしております。

また、今まで消費者力養成講座を受講した方々にお声がけし、「受講生の集い」を開催しております。消費者行政の現状と課題について話し合いを行い、養成講座で学んだ知識を定着させ意識を高めていくという働きかけをしております。相談員の国家資格制度についての情報を提供したり、地域で活躍していただけるように情報誌をお送りする等、少しずつ取り組んでいるところです。

3つのエリアを選んだ理由としては、各方部からの消費者が集まりやすい場所ということで選定しております。理想をいえば各生活圏で開催すべきとは思いますが、それぞれ10回シリーズの講座ということで3箇所に絞り実施しております。将来的な実施方法については、アンケート結果や意識調査の内容を踏まえ検討したいと思っておりますが、現状については御理解くださるようお願いいたします。

塩谷議長

本日は（5）その他の議題は特にありません。全体を通じての御意見などがあればお願いします。

佐藤（一）委員

情報提供ですが、地方消費者フォーラムが福島県で開催されます。11月21日10：30～15：30にグリーンパレスで行われますのでぜひ御参加ください。詳細が決まりましたら県を通じて御連絡いたします。

塩谷議長

ほかに何かありませんか。

（なしとの声あり）

塩谷議長

ないようですので、本日の議事につきましてはこれで終了します。

活発なご意見、ありがとうございました。

消費生活課主幹兼副課長

本日いただきました御意見等は、今後の消費者行政に役立ててまいります。

本日は、ありがとうございました。

（ 閉 会 午後3時25分 ）